

令和3年6月22日
東京都環境局

JESCO 東京 PCB 処理事業所における二次廃棄物の搬出について

1 二次廃棄物の追加

当該事業所の操業以降、設備の修繕・補修・更新等で発生したコンクリートくず（PCB濃度が5,000mg/kg以下の低濃度のもの）を国が認定した無害化処理認定施設に、新たに二次廃棄物として搬出する。

なお、排出量（30t/月以下、6台/月以下）^{※1}等の運搬時取扱いなどに変更はない。

※1 平成25年7月の当委員会において報告済

2 コンデンサ素子中アルミの搬出先の変更

これまで洗浄処理を行い非PCB廃棄物として搬出してきたが、臭気対策のため低濃度PCB廃棄物として無害化処理認定施設への搬出に変更する（年間15t程度、令和3年度想定）。

なお、アルミを含む低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設への搬出量は、30t/月以下、6台/月以下とし、これまでの運用に変更はない。

3 二次廃棄物等（低濃度）の処理の委託先の追加

【現状】

群桐エコロ株式会社（所在地 群馬県太田市新田大町600番26）

【追加後】

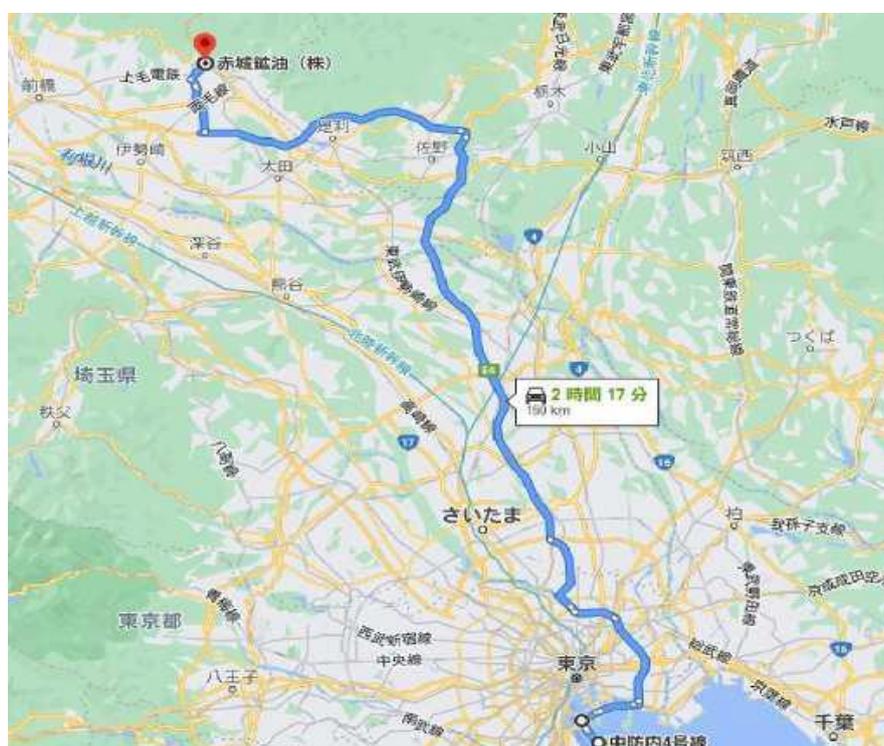
群桐エコロ株式会社（所在地 群馬県太田市新田大町600番26）

赤城鉱油株式会社（所在地 群馬県みどり市大間々町大間々1668番地）

別紙のとおり、最寄りのインターチェンジから首都高速道路を使用する

無害化処理認定施設への運搬ルート

運搬ルートは、従来の二次廃棄物と同様に、首都高や高速を活用し江東区内の通行を極力少なくする。



追加処分先：赤城鉱油（群馬県みどり市）

Google マップより